

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前							
附 則								附 則							
1～3 （略） （貸付けの特例措置）								1～3 （略） （貸付けの特例措置）							
4 平成29年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。								4 平成26年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。							
5 （略）								5 （略）							
6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.75パーセントとする。								6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.85パーセントとする。							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.75パーセント	(略)			1	(略)			0.85パーセント	(略)		
	(略)								(略)						
2	(略)			0.75パーセント	(略)			2	(略)			0.85パーセント	(略)		

		ト	
2	(略)	0.75パーセント	(略)
2		ト	
3	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
5	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.75パーセント	(略)
8	(略)	0.75パーセント	(略)
9	(略)	0.75パーセント	(略)
10	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.75パーセント	(略)
14	(略)	0.75パーセント	(略)

(略)

		ト	
2	(略)	0.85パーセント	(略)
2		ト	
3	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
5	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.85パーセント	(略)
8	(略)	0.85パーセント	(略)
9	(略)	0.85パーセント	(略)
10	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.85パーセント	(略)
14	(略)	0.85パーセント	(略)

(略)

別表第3（第3条関係）

番号	要件
	(略)
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
	(略)

別表第3（第3条関係）

番号	要件
	(略)
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
	(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。